

# 弘前市地域福祉計画

(2018 年度～2022 年度)

2019（平成 31）年 3 月

(2021（令和 3 年）3 月改訂)

弘前市

# 目次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1	地域福祉を取り巻く現状	4
2	弘前市の現状	10
3	地域福祉に対する市民の声	25
4	現状からみえる課題	33

## 第3章 基本理念と基本目標

1	基本理念	35
2	基本目標	36
3	施策の体系	37
4	施策と評価指標	38

## 第4章 弘前市成年後見制度利用促進基本計画

1	計画の策定にあたって	42
2	成年後見制度利用に関する現状	43
3	成年後見制度利用促進にあたっての課題整理	45
4	計画の策定によりめざす姿	46

## 第5章 計画推進のための方策

1	計画推進のための体制	49
2	計画の周知と進捗状況の公表	49
3	地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担	49

## 第 1 章 計画の概要

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

## 1 計画策定の背景及び目的

全国的な少子高齢化や人口減少に伴い、高齢者世帯の核家族化・単身化の進行や価値観の多様化、2025年までに団塊の世代が75歳以上となるなど、様々な社会環境の変化と相まって、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いや活力の低下が懸念されています。また、子どもの保育、高齢者の孤独死や認知症、ひきこもり、障がいのある人や生活困窮者及び就労困難者の自立・就労支援など、福祉サービスに対するニーズも複雑かつ多様化し、既存の制度や行政のみでは対応しきれない地域生活での課題が浮き彫りとなっています。

このため、福祉サービス等の利便性向上のほか、健康・予防医療及び介護福祉事業までが連携する地域包括ケアシステム<sup>1</sup>の構築に加え、多様な分野との連携による総合的な相談・支援体制の構築に向けた取組が急務となっています。

当市においても同様であることから、すべての市民が住み慣れた地域で役割を持ち、お互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するために「弘前市地域福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

また、市の将来を見据えたまちづくりの方針を掲げる弘前市総合計画を上位計画とし、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、地域共生社会の実現に向けて社会福祉を推進するために本計画を推進します。なお、各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部と見なします。

さらには、弘前市社会福祉協議会<sup>2</sup>が今後策定することとしている「地域福祉活動計画<sup>3</sup>」との連携も図ります。

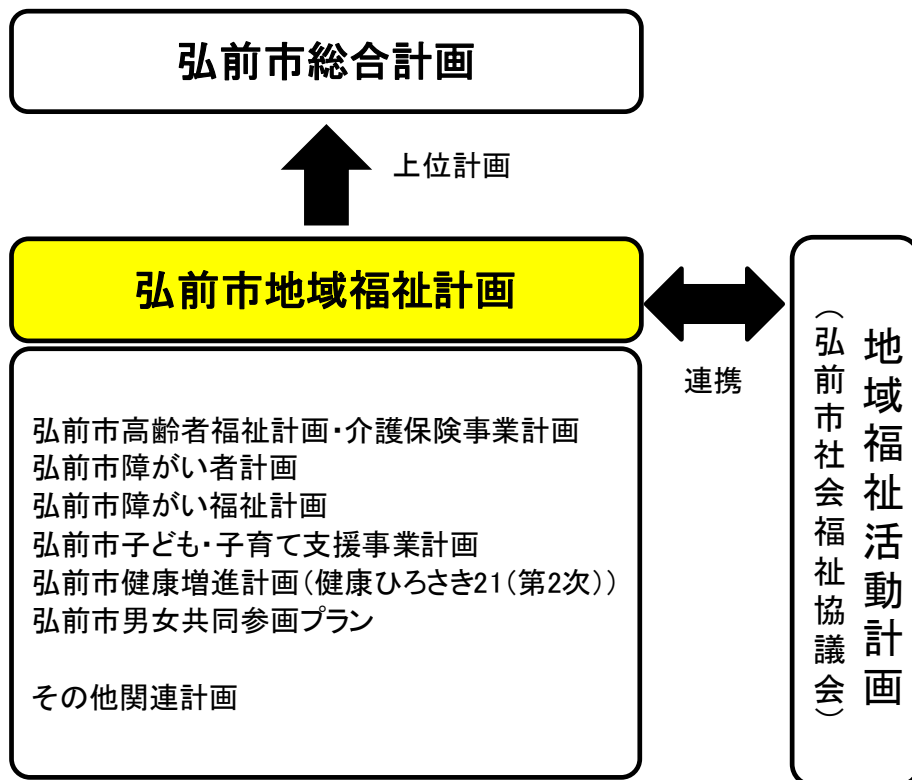
---

<sup>1</sup> 地域包括ケアシステム 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。

<sup>2</sup> 社会福祉協議会 社会福祉法に基づき各自治体に設置される民間非営利組織の社会福祉法人。地域福祉に関する活動を通じ、地域福祉推進の中核としての役割を担う。

<sup>3</sup> 地域福祉活動計画 地域における住民の自主的、主体的な福祉活動を進めるにあたっての指針となる行動計画。

《イメージ図》



### 3 計画の期間

本計画の期間は、終期を弘前市総合計画の前期基本計画に合わせ、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

また、期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

《計画の期間》

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
計画名										
弘前市総合計画	← 前期基本計画 →									
弘前市地域福祉計画					← 前期基本計画 →					
弘前市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画		← 第6期 →			← 第7期 →					
弘前市障がい者計画		← 第4期 →				← 第5期 →				
弘前市子ども ・子育て支援事業計画		← 第4期 →				← 第5期 →				
弘前市健康増進計画 (健康ひろさき21(第2次))	← 第4期 →									
弘前市男女共同参画プラン	← 第4期 →				← 第5期 →					

### 4 計画の策定体制

本計画の策定又は変更にあたっては、市の附属機関である「弘前市社会福祉問題対策協議会」の意見を伺いながら進めていきます。また、計画の点検、評価、見直しについても同協議会での審議を反映させていきます。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 地域福祉を取り巻く現状
- 2 弘前市の現状
- 3 地域福祉に対する市民の声
- 4 現状からみえる課題

## 1 地域福祉を取り巻く現状

### (1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の人口は2010(平成22)年の1億2,806万人をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計(2017(平成29)年推計・出生中位仮定による推計)によると、2065年には8,808万人に減少すると見込まれています。高齢化率<sup>4</sup>は、2015(平成27)年の26.6%から、2065年には38.4%に増加すると推計されています。一方、年少人口割合は、2015(平成27)年の12.5%から、2065年には10.2%に減少すると推計されています。

当市の総人口は、1995(平成7)年の19.4万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、2040年に13.1万人まで減少する見込みです。また、高齢化率は一貫して増加しており、2015(平成27)年には29.4%となっていますが、2040年には37.8%となる見込みです。なお、高齢人口自体は2025年から2030年をピークに減少に転じますが、75歳以上の人口の割合が高まっていくことが想定され、団塊世代が75歳を迎える2025年には、約2割に達する見込みです。

このように、我が国では人口減少や少子高齢化が急速に進んでおり、当市においてはこの状況よりも早いペースで進行しています。

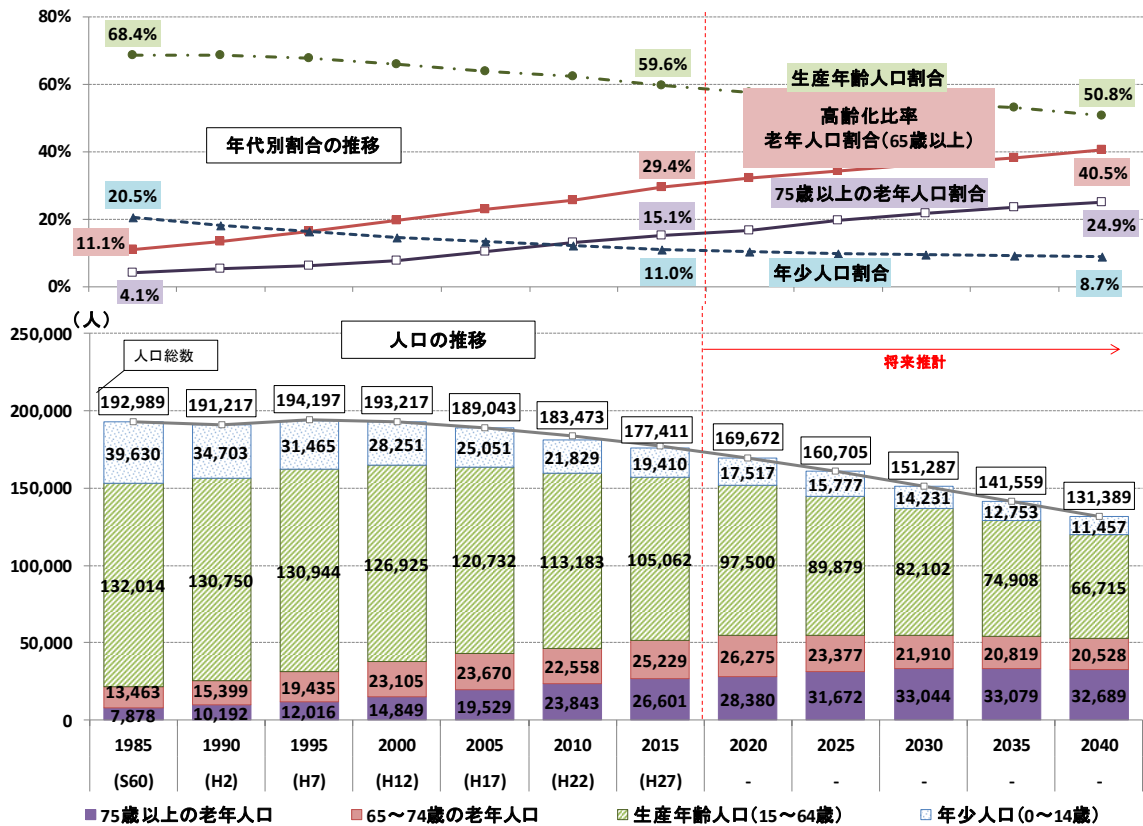
人口構造が大きく変化する中で、担い手不足の深刻化や地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いをはじめとした地域活力の低下などが懸念されており、これらが深刻化する前に対策を講じることが市の喫緊の課題となっています。

---

<sup>4</sup> 高齢化率 65歳以上人口が総人口に占める割合。



図1 人口の推移と将来人口推計



※2015年までの人口総数には年齢不詳も含まれるため年齢別の合計と一致しません。

出所：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計値

## (2) 新たな地域課題の顕在化と地域活動の現状

人口減少や少子高齢化による社会環境の変化への対応に加え、共働き世帯の増加による子育て支援に係るニーズの多様化、高齢者の認知症や孤独死、様々な課題を抱え生活や仕事に不安を抱き支援を必要とする高齢者、ひとり親家庭の母等、障がい者、若年無業者、ひきこもりの方などに対する包括的な相談支援及び就労支援への対応が求められています。

これらの課題は、原因や背景は多種多様であり、その未然防止と早期発見・早期対策には、地域住民同士による見守りや支え合いのほか、住民と関係団体、行政との連携による地域福祉の推進が必要です。

地域住民の相互扶助機能の低下やつながりの希薄化にあっても、一方では地域課題の解決や地域活性化に向けた市民活動も広がりつつあります。

当市においては、地域包括支援センター<sup>5</sup>や在宅介護支援センター<sup>6</sup>などにより、高齢者等の状況を身近な地域で把握し、相談や支援に対応できる体制が整ってきています。

さらに、「弘前市協働によるまちづくり基本条例」を平成27年3月に制定し、同年4月1日から施行しています。この条例では、まちづくりの基本的な考え方である基本理念や市民などのまちづくりの担い手の役割や仕組みを定めており、市民等・議会・行政が適切な役割分担のもとに協力し合い、地域特性を生かした住民の主体性を尊重した地域社会の実現を目指しています。

### (3) 地域福祉を取り巻く社会福祉制度の主な変革

#### 〈社会福祉全般〉

##### 1993年

- ・「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の告示

国民の自主性、自発性を尊重しつつ、誰でも、いつでも、気軽にボランティア活動に参加できるよう助成や社会的評価の向上を図るといったボランティア等の福祉活動について示す。

##### 2000年

- ・社会福祉事業法改正

社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するための見直しが行われ、「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして明確に掲げられる。このほか、介護保険法施行。

##### 2014年

- ・生活困窮者自立支援法制定

生活保護に至っていない生活困窮者に対して支援を行うために、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じる。

---

<sup>5</sup> 地域包括支援センター 高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、介護予防の拠点として高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

<sup>6</sup> 在宅介護支援センター 地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

- ・生活保護法改正

生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講じる。

### 2015年

- ・誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―

国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するために、誰もが支え合う地域の構築を目指して策定。新しい地域包括支援体制の確立、生産性の向上と効率的なサービス支援体制の確立、総合的な福祉人材の確保・育成を行う。

### 2016年

- ・ニッポン一億総活躍プランの閣議決定

子ども・高齢者・障がい者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す。

「地域共生社会」の具体化を図るため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を厚生労働省内に設置。

## 〈高齢者関係〉

### 1990年

- ・老人福祉法等改正

高齢者等の福祉の一層の増進を図るため、在宅福祉サービスと施設福祉サービスを地域の実情に応じて一元かつ計画的に実施する体制づくりを進める。

初めて在宅福祉サービスの位置付けを明確化。

### 2000年

- ・介護保険法施行

介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービスや福祉サービスを受けられるよう、社会全体で支え合う仕組みを創設する。給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。

## 2005年

### ・介護保険法改正

明るく活力ある超高齢社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の総合化の視点から、「予防重視型システムへの転換」と「施設給付の見直し」などの実現を図る。

## 2012年

### ・介護保険法改正

高齢者が地域で自立した生活を営むことができるようにするために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を図る。

## 2014年

### ・医療介護総合確保推進法制定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図る。在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防サービスの充実、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への見直し、認知症施策の推進など行う。

## 2017年

### ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律制定

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供する。

## 〈障がい者関係〉

## 2005年

### ・障害者自立支援法施行

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを構築する。

## 2013年

### ・障害者総合支援法施行

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

## 〈児童関係〉

## 2012年

### ・子ども・子育て関連3法制定

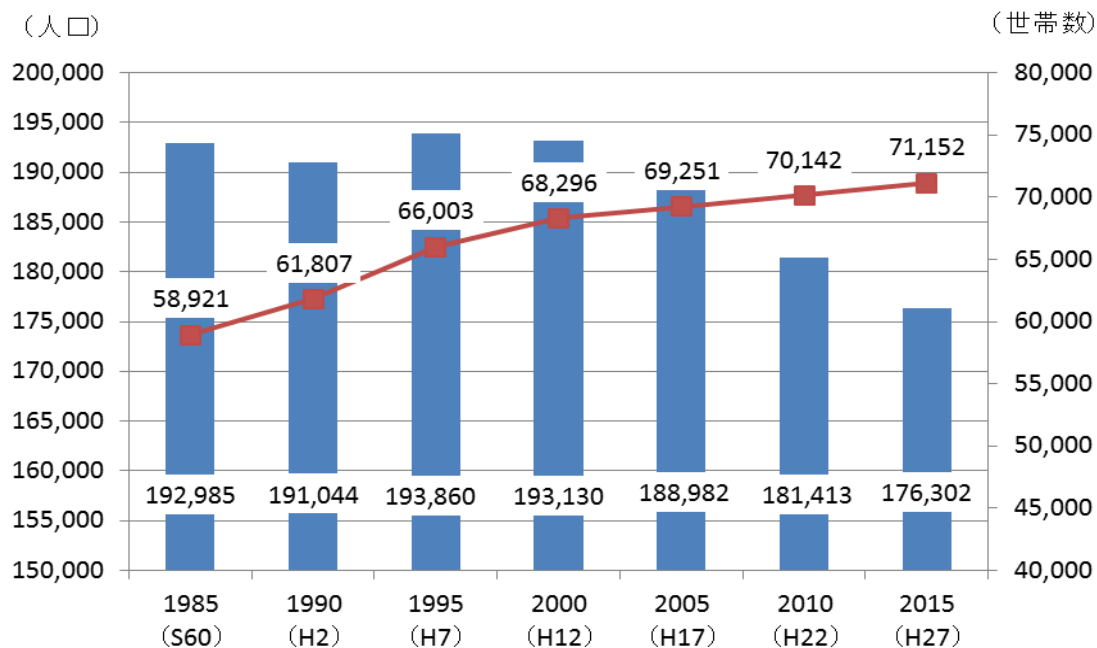
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設や、認定こども園制度の改善、地域の子ども・子育て支援事業の充実などを図る。

## 2 弘前市の現状

### (1) 人口と世帯数の推移

当市の人口は減少している状況にあります。一方で、世帯の総数は増加傾向にあり、単独世帯<sup>7</sup>及び核家族世帯が増加しています。また、世帯構成では、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が急速に増加しています。世帯数に占める割合では、特に高齢単身世帯の伸びが右肩上がりであり、2000（平成12）年に高齢夫婦世帯を上回り、直近の2015（平成27）年では12.2%に達しています。【図2・図3】

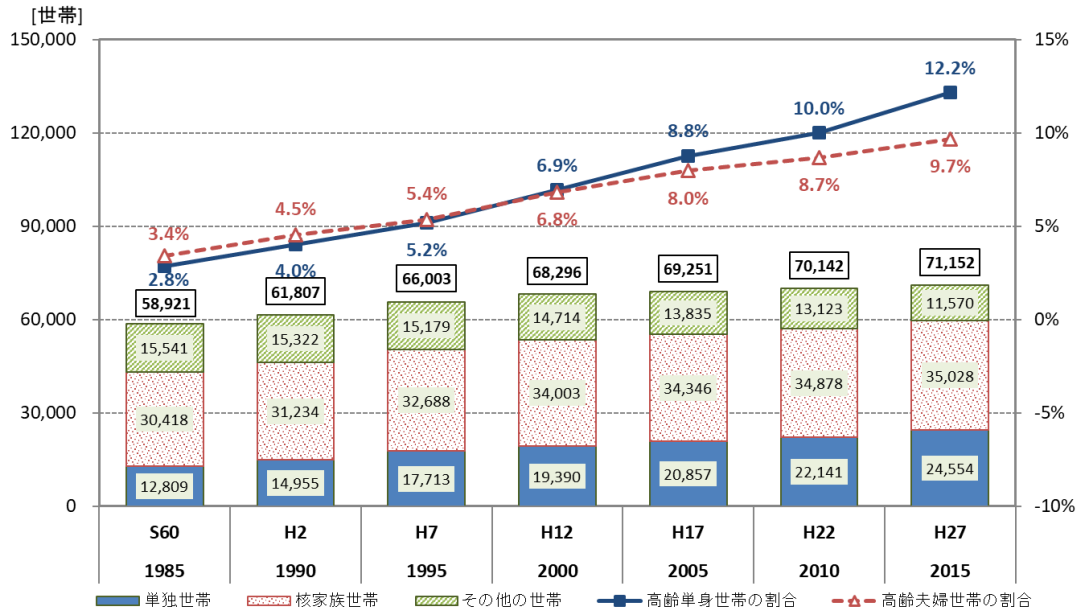
図2 人口と世帯数の推移



出所：国勢調査

<sup>7</sup> 世帯構造の分類（世帯の家族類型の区分）の一つで、世帯員が一人だけの世帯。「単身世帯」ともいう。

図3 世帯数の推移と高齢世帯の割合

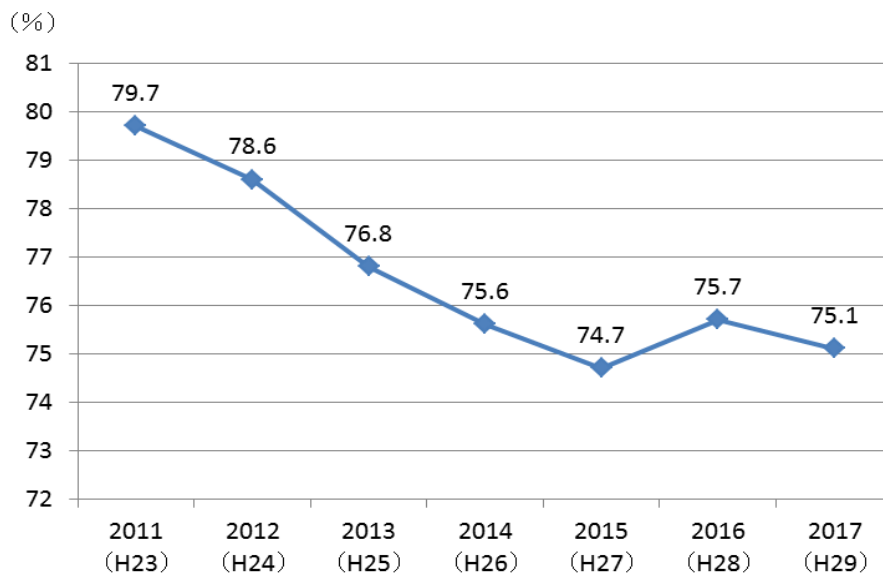


出所：国勢調査

(2) 地域コミュニティの状況

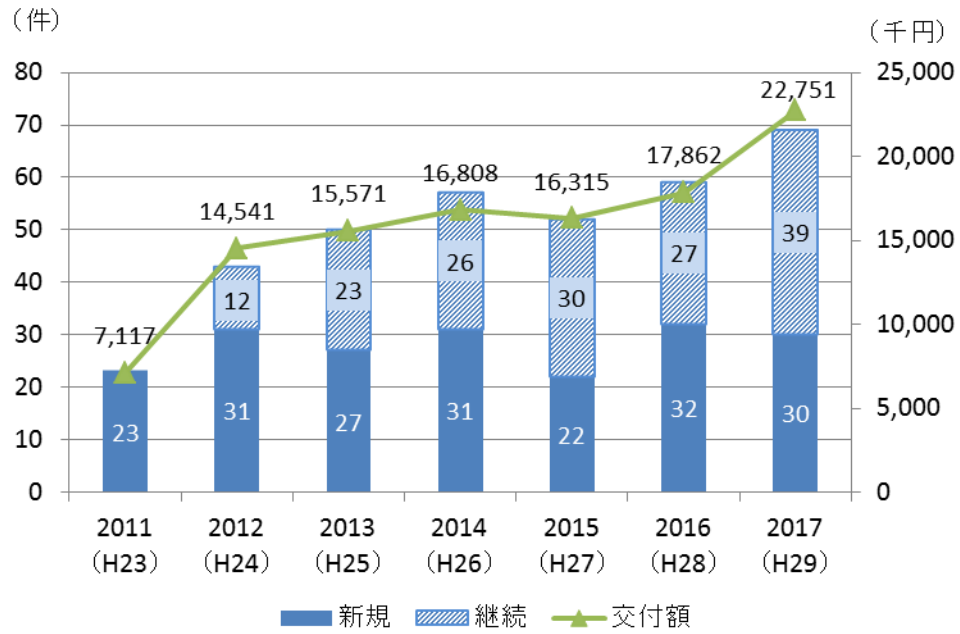
地域コミュニティの核となる町会の加入率は減少傾向にあります。【図4】  
 一方、市民活動を支援する「市民参加型まちづくり 1%システム支援事業」の事業支援数、交付額は年々増加傾向にあります。【図5】

図4 町会加入率の推移



出所：町会活動に関するアンケート調査報告書

図5 市民参加型まちづくり1%システム支援事業の  
事業支援数及び交付額



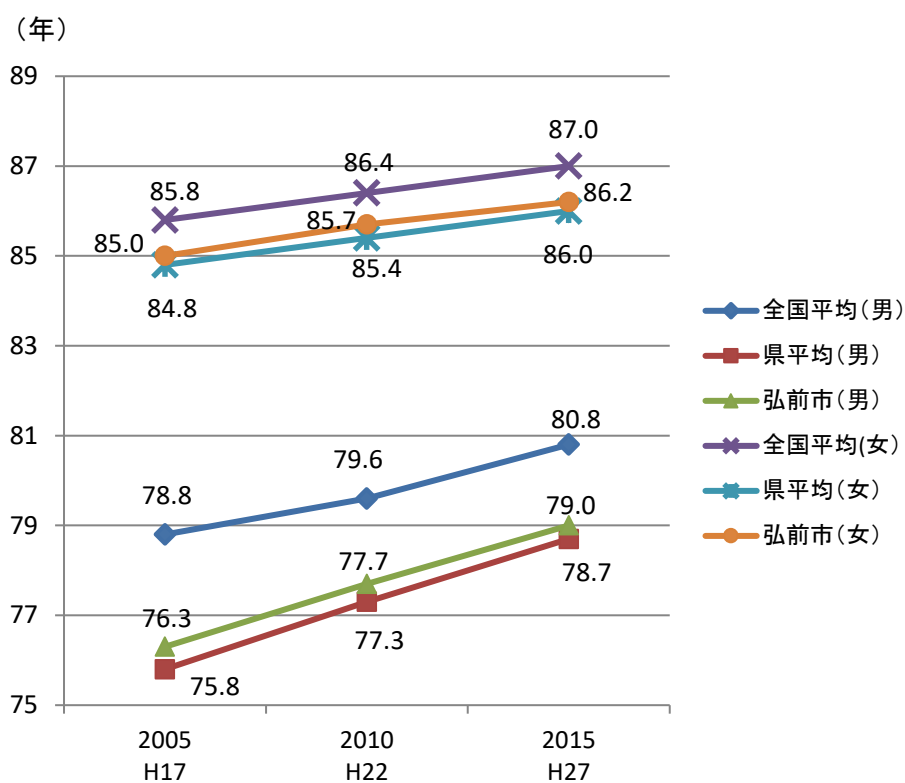
出所：弘前市市民協働政策課



### (3) 平均寿命の推移

当市の2015（平成27）年の平均寿命は、男性が79.0歳、女性が86.2歳となっています。平均寿命は男女ともに徐々に伸びていますが、全国平均（男性80.8歳、女性87.0歳）と比べると下回っている状況にあります。【図6】

図6 平均寿命の推移

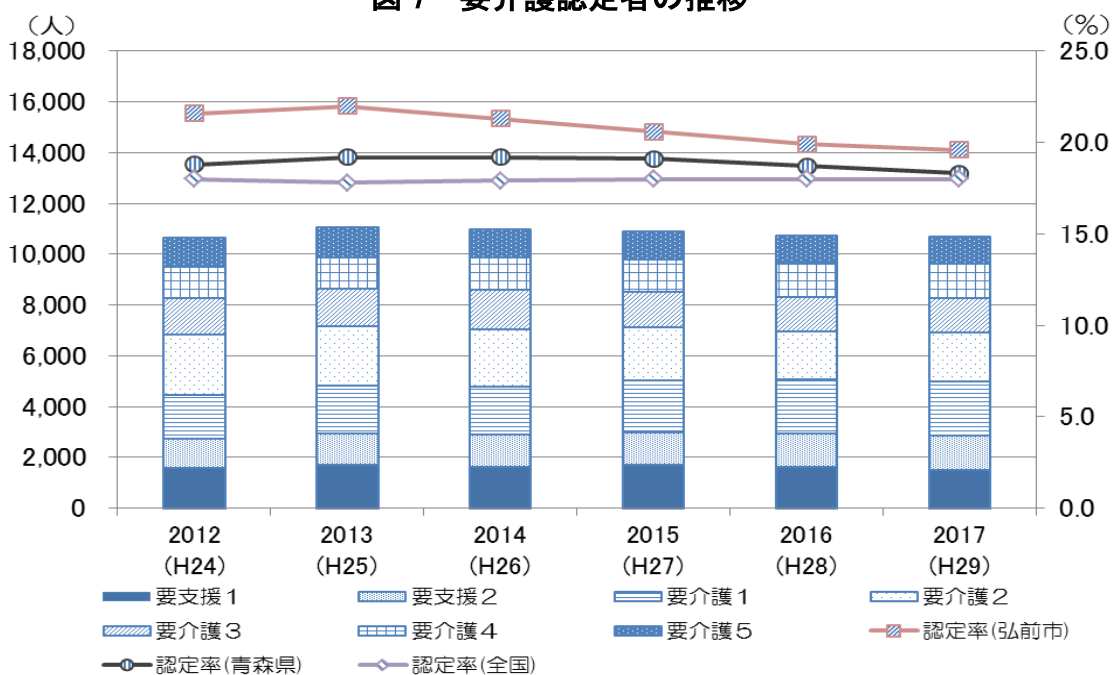


出所：市区町村別生命表

(4) 要介護認定者の推移

当市の要介護認定率は、全国や青森県平均に比べ高いものの、減少傾向にあります。また、要介護認定者は、高齢者人口及び高齢化率が増加している中で概ね横ばいとなっています。【図7】

図7 要介護認定者の推移



(単位: 人、%)

区分	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
認定者数	10,657	11,064	11,004	10,916	10,737	10,691
うち前期高齢者	1,255	1,254	1,270	1,277	1,238	1,213
構成比	11.8	11.3	11.5	11.7	11.5	11.3
うち後期高齢者	9,116	9,549	9,484	9,405	9,280	9,259
構成比	85.5	86.3	86.2	86.2	86.4	86.6
うち第2号被保険者	286	261	250	234	219	219
構成比	2.7	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1
弘前市の認定率	21.6	22.0	21.3	20.6	19.9	19.6
青森県の認定率	18.8	19.2	19.2	19.1	18.7	18.3
全国認定率	18.0	17.8	17.9	18.0	18.0	18.0

(単位: 人)

区分	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27年)	2016 (H28)	2017 (H29)
要支援1	1,569	1,703	1,625	1,715	1,649	1,522
要支援2	1,164	1,241	1,277	1,286	1,279	1,320
要介護1	1,710	1,880	1,874	2,042	2,158	2,168
要介護2	2,386	2,348	2,272	2,101	1,880	1,893
要介護3	1,459	1,493	1,553	1,368	1,369	1,369
要介護4	1,223	1,227	1,261	1,280	1,319	1,342
要介護5	1,146	1,172	1,142	1,124	1,083	1,077
合計	10,657	11,064	11,004	10,916	10,737	10,691

出所: 介護保険事業状況報告 (各年9月末現在)

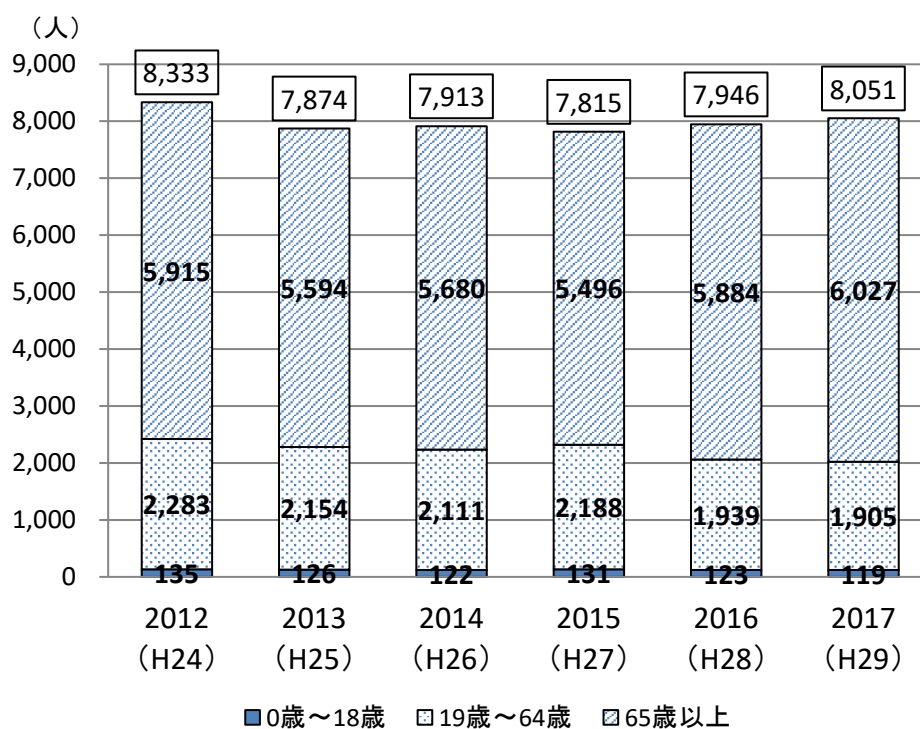
(5) 身体障害者手帳等交付者数の推移

①身体障害者手帳交付者数

身体障害者手帳交付者数は、平成29年度では8,051人となっています。

年齢別では65歳以上の割合が多く、平成24年度では5,915人（約71%）であったものが平成29年度では6,027人（約75%）となり、年々増加傾向にあります。【図8】

図8 身体障害者手帳交付者数の推移

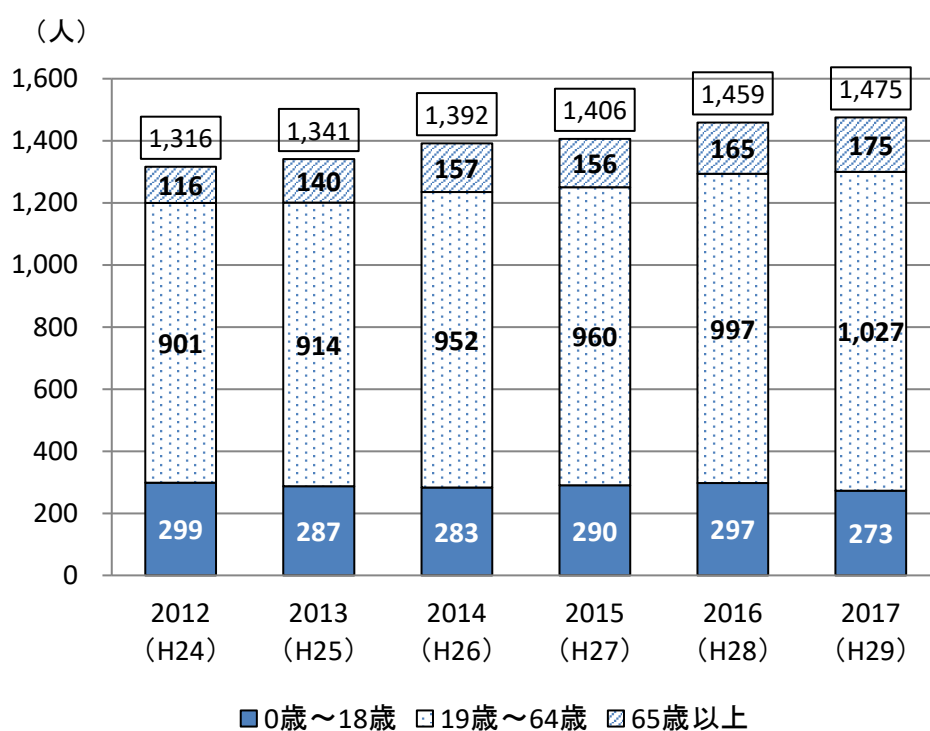


出所：社会福祉の概況（各年3月末現在）

## ②愛護手帳（知的障がい者） 交付者数

愛護手帳交付者数は、平成 29 年度では 1,475 人で、平成 24 年度との比較では 159 人の増となっています。徐々にではありますが、65 歳以上の高齢者が増加傾向にあります。【図 9】

図 9 愛護手帳交付者数の推移

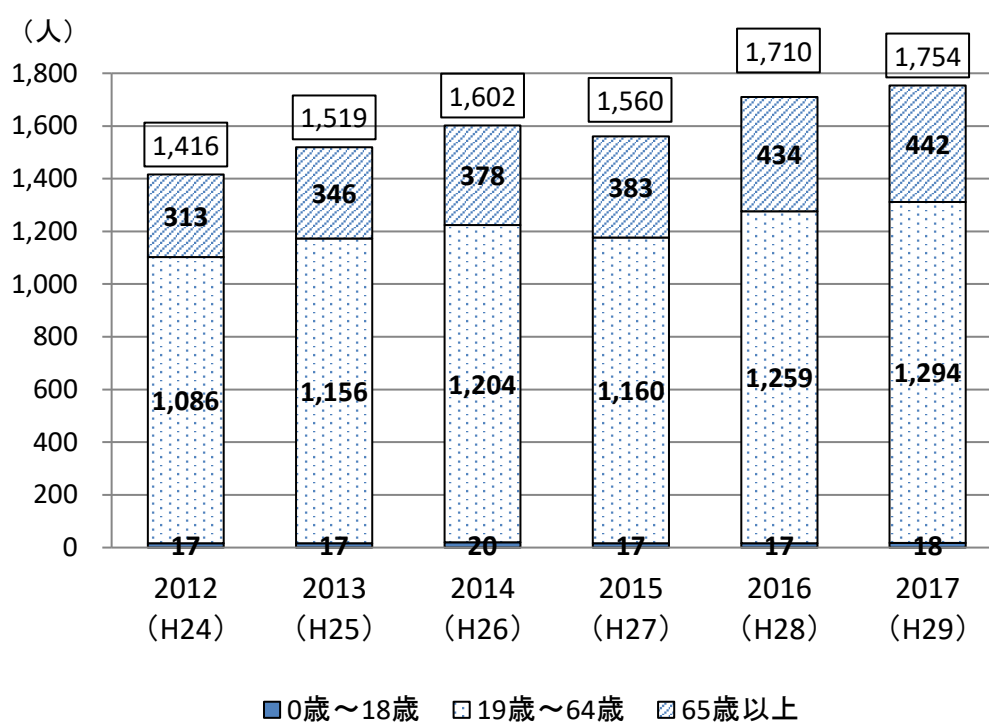


出所：社会福祉の概況（各年 3 月末現在）

### ③精神障害者保健福祉手帳交付者数

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成29年度では1,754人で、平成24年度との比較では338人の増となっています。知的障がい者同様、徐々にではありますが、65歳以上の高齢者が増加傾向にあります。【図10】

図10 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



出所：社会福祉の概況（各年3月末現在）

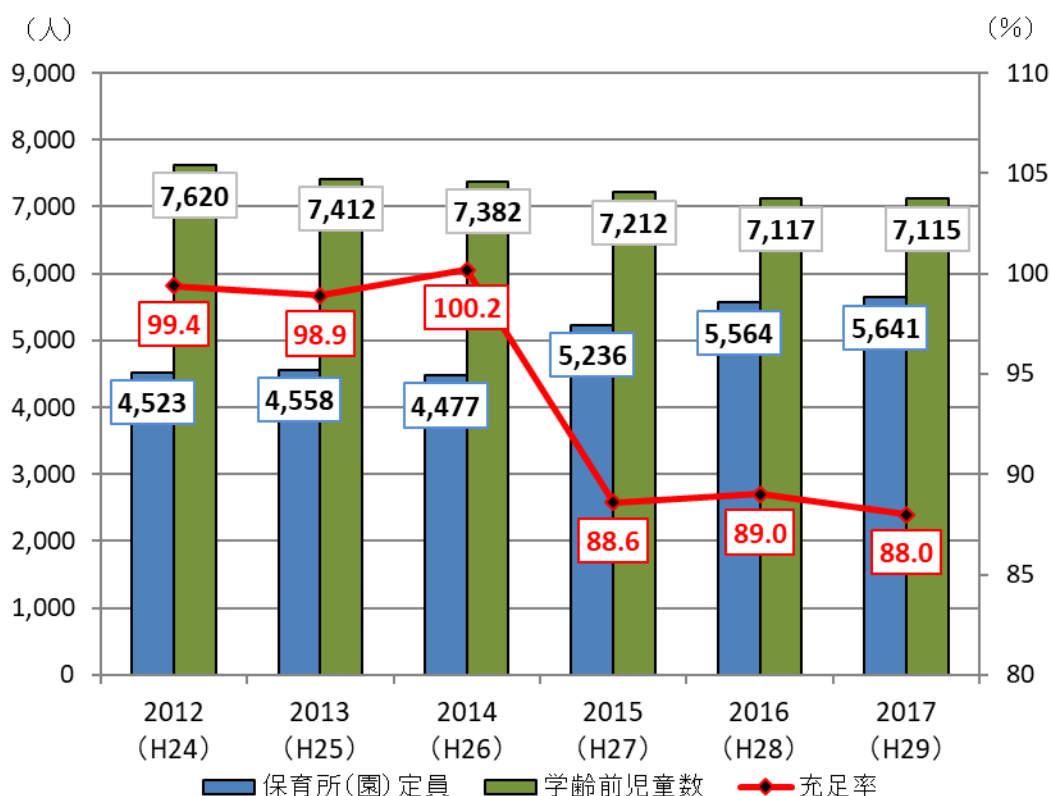
(6) 保育所（園）等の定員・充足率、学齢前児童数の推移

学齢前児童数（0歳～5歳）の推移をみると、平成24年度の7,620人から平成29年度では7,115人となっており、一貫して減少傾向で推移しています。

保育所（園）等の状況では、学齢前児童数はほぼ横ばいとなっていますが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始となったことに伴い、本制度に移行した幼稚園などの定員が集計に含まれたことから定員は増加しました。

また、充足率は平成24年度から平成26年度までは100%前後と高い推移となっていました。前述のとおり、子ども・子育て支援制度の開始に伴い、平成27年度からは80%台後半の充足率で推移しています。【図11】

図11 保育所（園）の定員・充足率、学齢前児童数の推移



※H27～認定こども園含む

※充足率: 入所児童現員 ÷ 利用定員 × 100

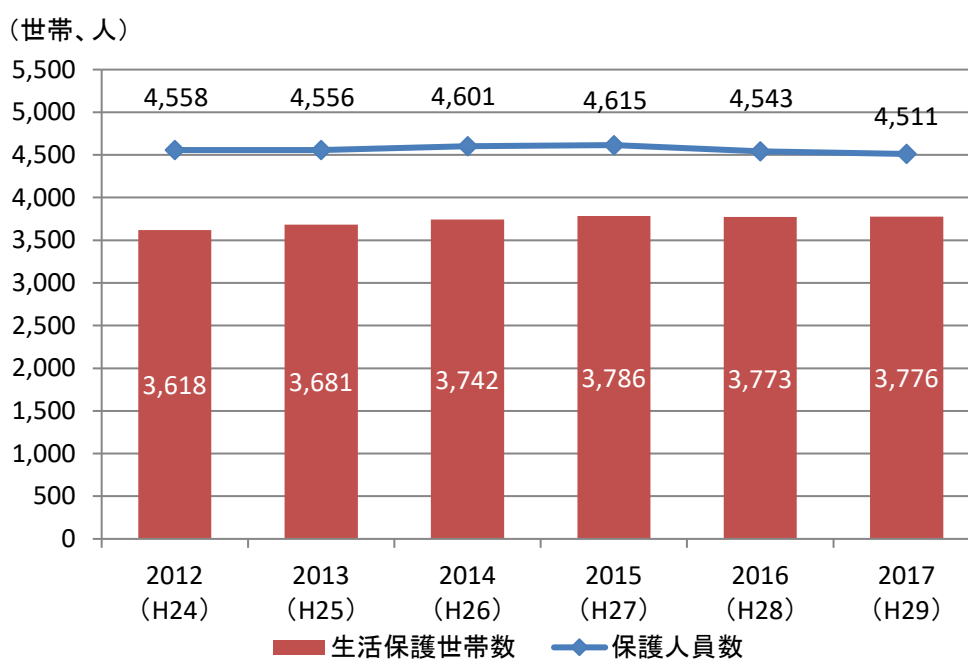
出所: 社会福祉の概況 (各年4月1日)

(7) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数及び保護人員数は増減があるものの、概ね横ばいとなっています。また、生活保護一世帯当たりの人員が減少傾向にあり、単身世帯の増加がみられます。【図 12・13】

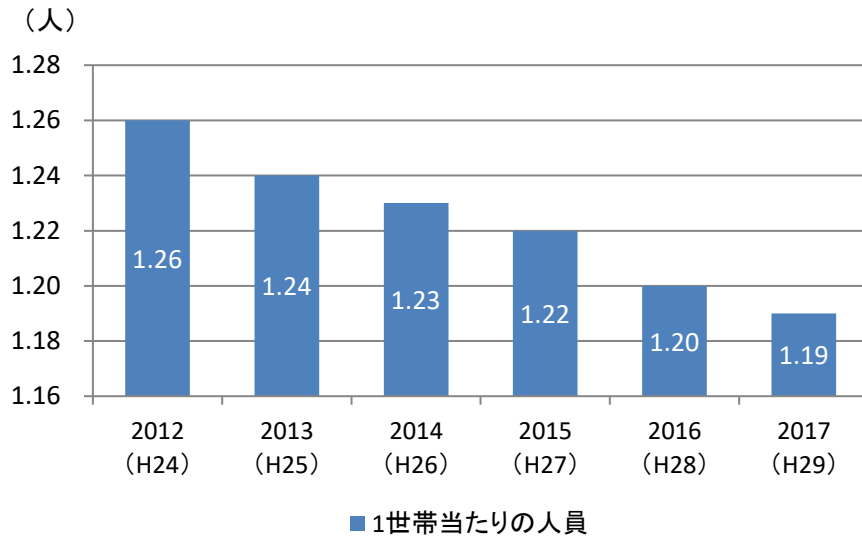
年齢別の保護人員をみると、65歳以上の高齢者の割合が約6割を占めています。【図 14】

図 12 生活保護世帯数及び保護人員数の推移（月平均）



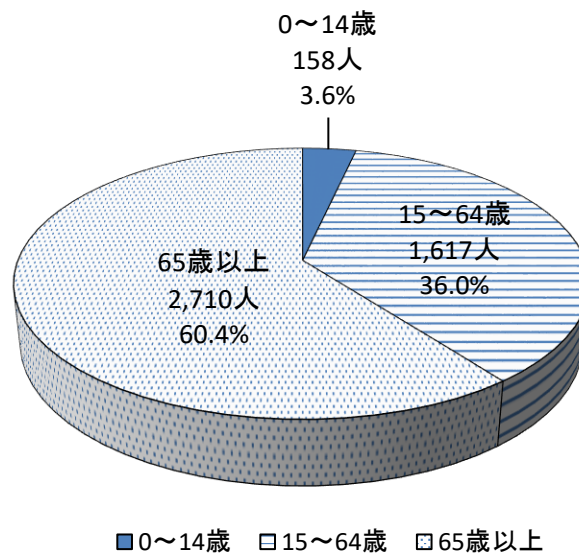
出所：社会福祉の概況

図 13 生活保護世帯 1 世帯当たりの人員の推移（月平均）



出所：社会福祉の概況

図 14 年齢別被保護人員構成（2018.4.現在 合計 4,485 人）



出所：社会福祉の概況

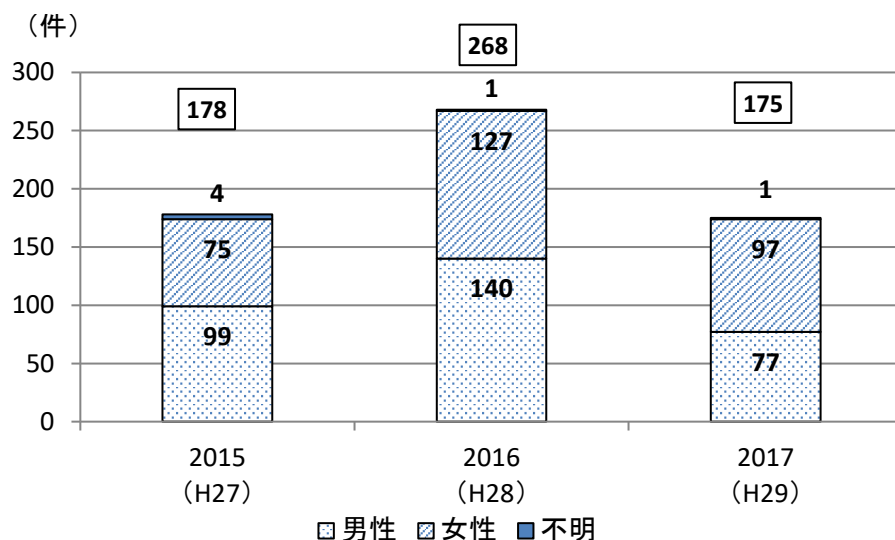


(8) 自立相談支援事業の状況

平成27年度から始まった自立相談支援事業は、新規相談件数が平成27年度は178件、平成28年度は268件、平成29年度は175件となっています。【図15】

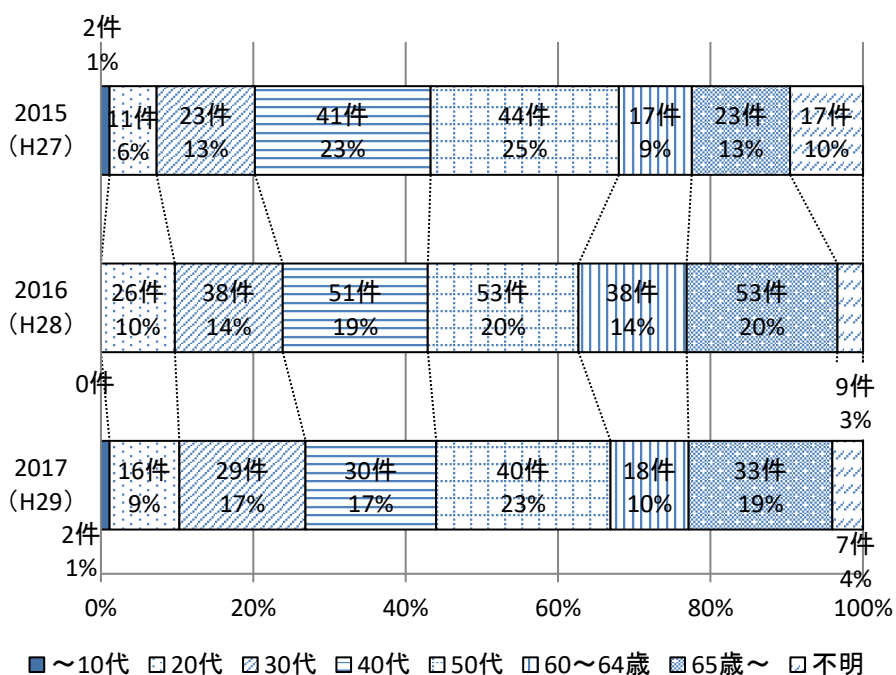
年齢別では、各年度において50代の割合が高くなっています。【図16】

図15 自立相談支援事業新規相談件数の推移



出所：弘前市就労自立支援室

図16 自立相談支援事業新規相談の年齢別構成比



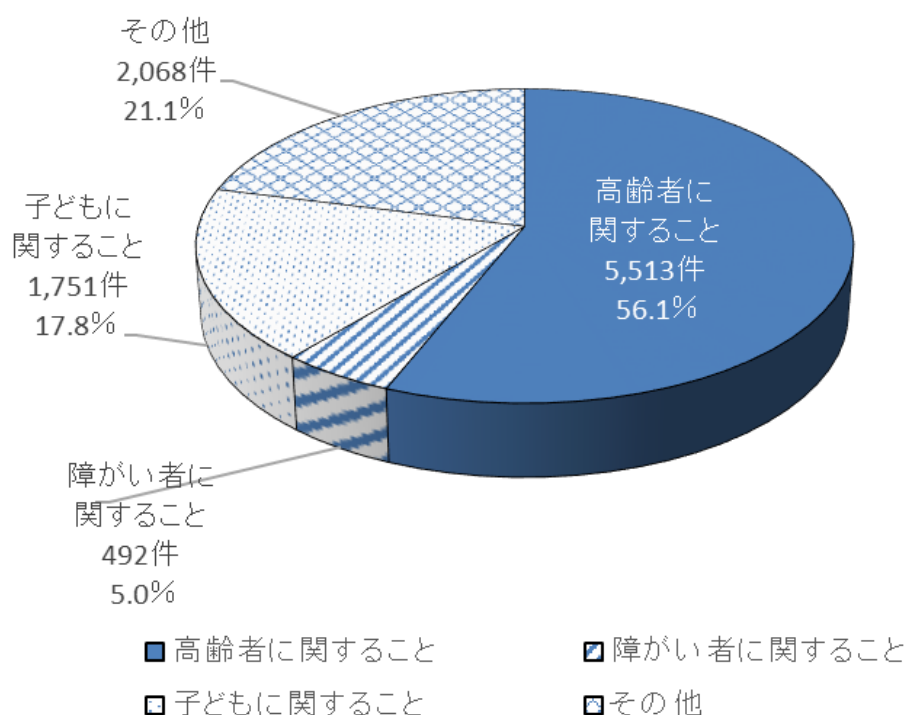
出所：弘前市就労自立支援室

(9) 民生委員<sup>8</sup>・児童委員<sup>9</sup>の活動状況

民生委員・児童委員（以下、「民生委員等」という。）が行う相談・支援内容の分類をみると、高齢者に関することが最も多く、全体の約6割を占めています。2017（平成29）年度以前についても同様の傾向となっています。

【図17】

図17 民生委員・児童委員の相談・支援内容（2017（平成29）年度）



出所：社会福祉の概況

<sup>8</sup> 民生委員 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。「児童委員」を兼ねる。（根拠法：民生委員法）

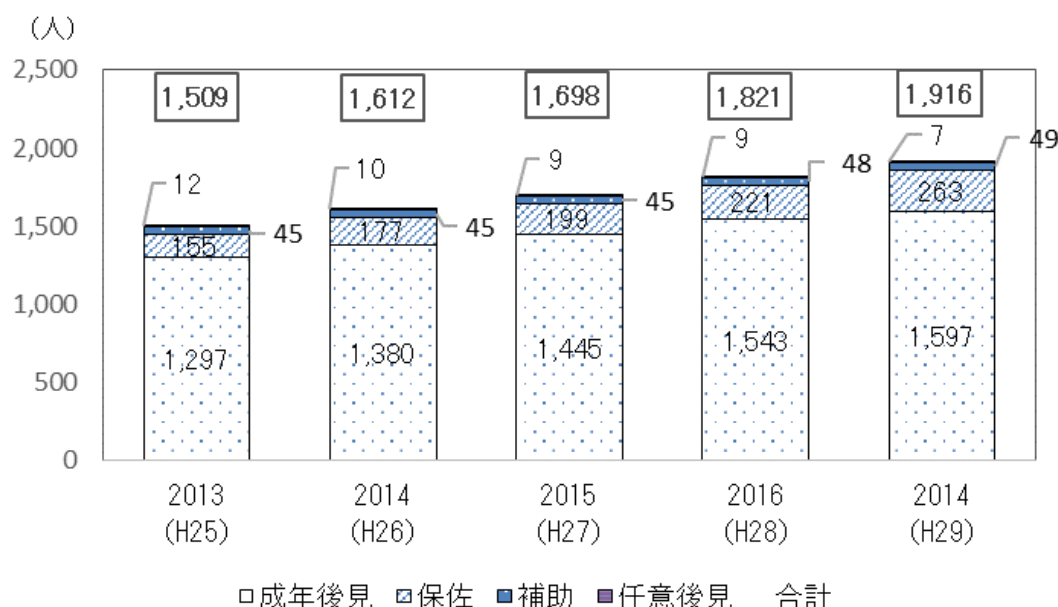
<sup>9</sup> 児童委員 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。（根拠法：児童福祉法）

(10) 成年後見制度<sup>10</sup>利用の推移

成年後見制度の利用者数は年々増加しており、平成 29 年 12 月末日時点の青森県内の利用者数は 1,916 人で、このうち成年後見が 1,597 人と最も多く、次いで保佐が 263 人となっています。【図 18】

また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申し立てすることができることされており、当市の市長申立件数は、年度での増減はあるものの、増加傾向にあります。【図 19】

図 18 成年後見制度利用者数の推移（青森県）



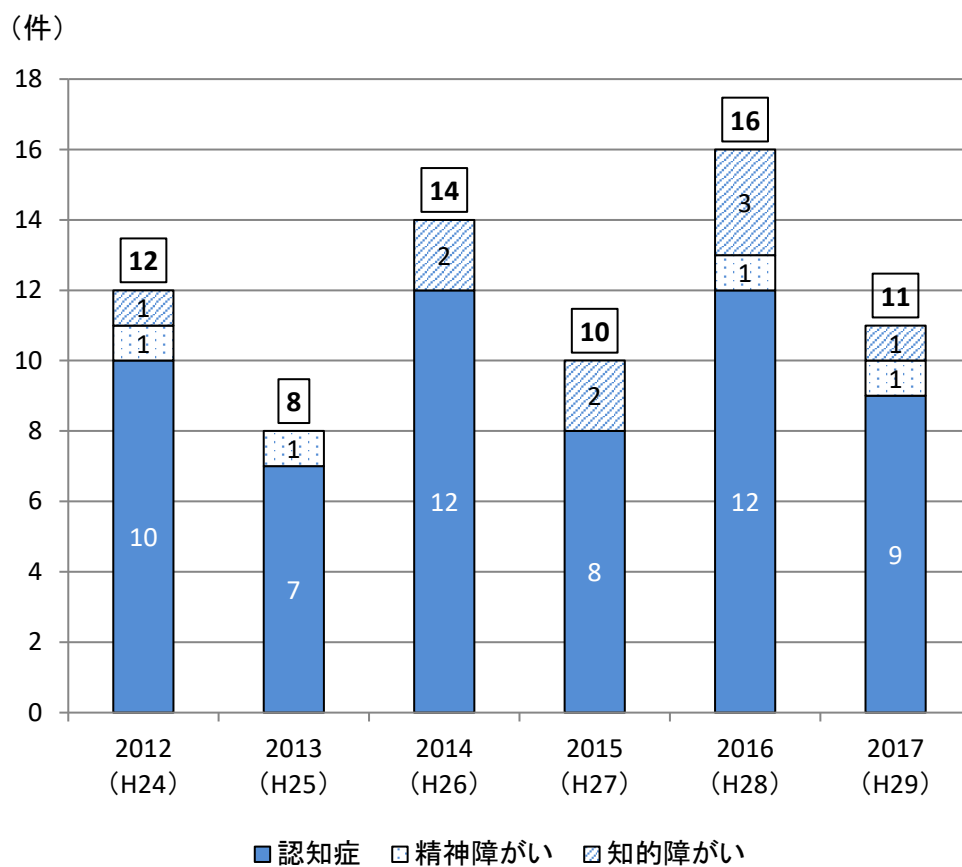
出所：青森家庭裁判所

※毎年 12 月末日時点の本人数。

※成年後見制度の利用者数とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

<sup>10</sup> 成年後見制度 認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

図 19 市長申立件数の推移



出所：社会福祉の概況

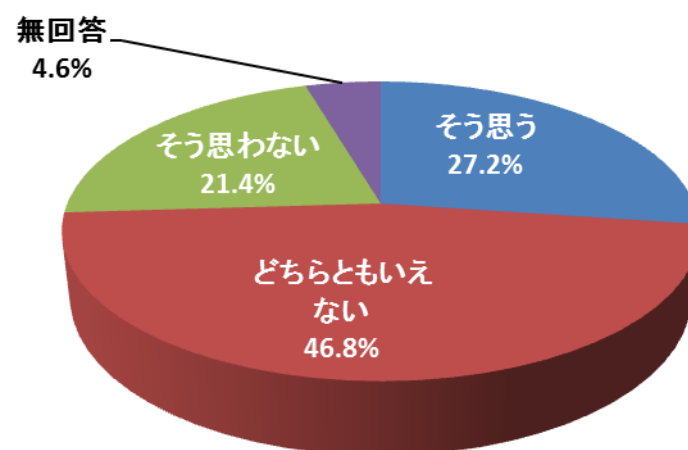
### 3 地域福祉に対する市民の声

#### (1) 弘前市地域経営アンケート

2017（平成 29）年度に実施した「弘前市地域経営アンケート（対象者 2,400 人、回答者数 2,102 人、回収率 87.6%）」の調査では、地域福祉等の実態について、以下のような回答が得られました。

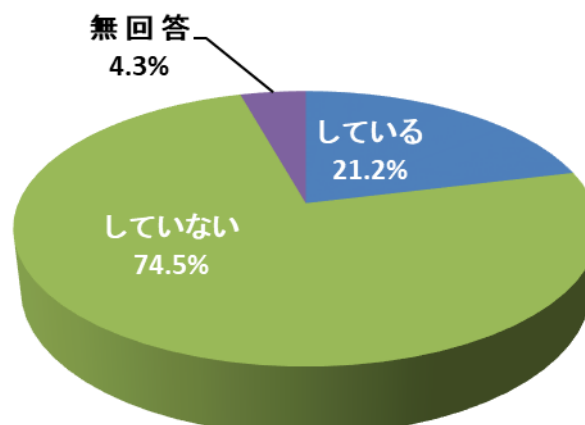
社会福祉・サービスが充実し、障がいがある方が安心して生活できるまちであると思う市民の割合が約 3 割となっています。

#### 社会福祉・サービスが充実し、障がい者が安心して生活できるまちであると思いますか



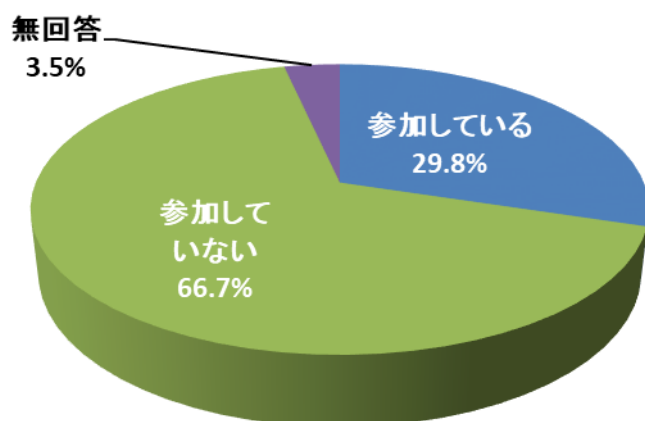
生涯学習活動をしている市民は約 2 割にとどまっており、していない市民の割合が非常に高くなっています。

#### 生涯学習活動(習い事や趣味、ボランティアなど)をしていますか



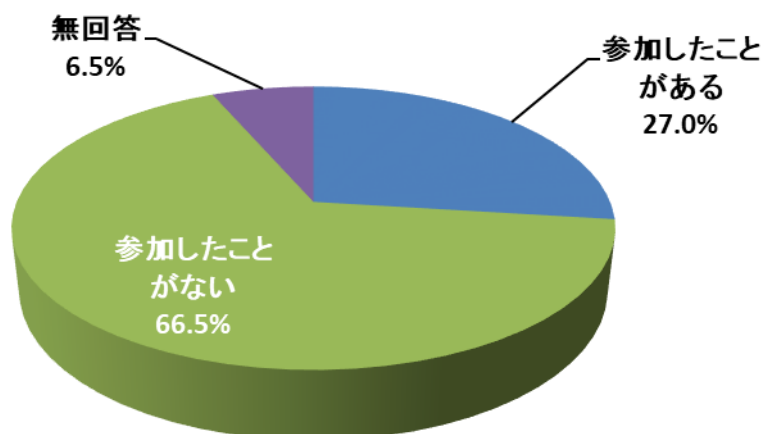
町会や公民館、PTA・NPO・ボランティア団体などの地域の活動や行事に参加している市民は約3割で、参加していない市民が約7割を占めています。

### 町会や公民館、PTA・NPO・ボランティア団体などの地域の活動や行事に参加していますか



子どものための体験活動やラジオ体操などの育成活動・地域行事に参加したことのある市民は約3割となっています。

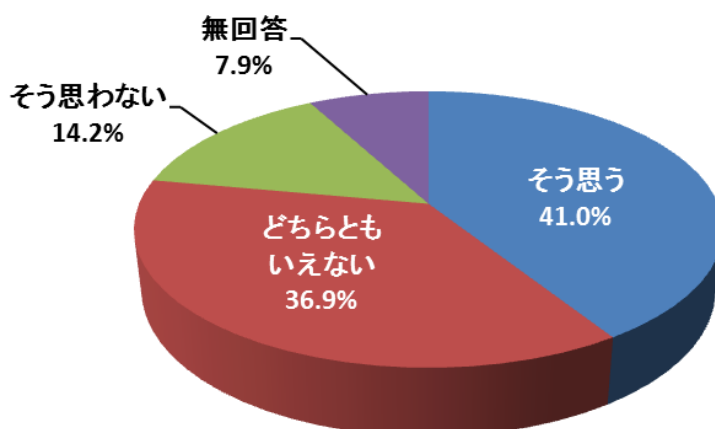
### 青少年の健全育成活動<sup>(※)</sup>に参加したことがありますか



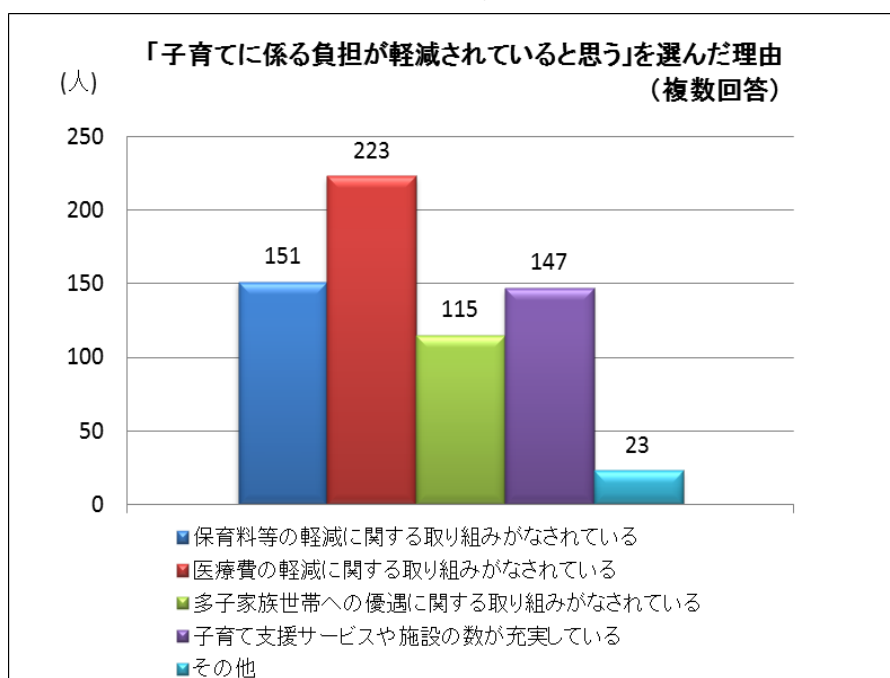
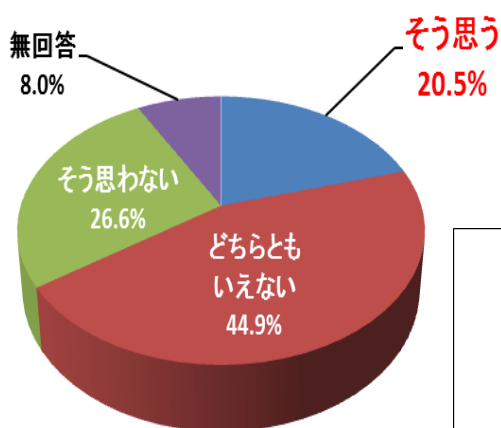
※子どものための体験活動やラジオ体操などの育成活動・地域行事をいいます

子育てしやすいまちだと感じている市民の割合が約4割となっています。  
 また、子育てに係る負担が軽減されていると感じている市民の割合は約2割となっており、その理由としては、「医療費の軽減に関する取り組みがなされている」、「保育料等の軽減に関する取り組みがなされている」、「子育て支援サービスや施設の数が充実している」と答えた方が多くなっています。

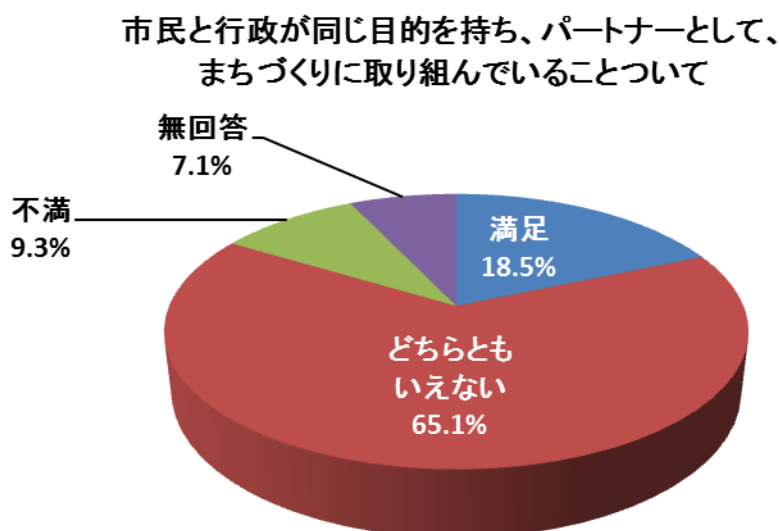
### 子育てしやすいまちだと思いますか



### 子育てに係る負担が軽減されていると思いますか



市民と行政が同じ目的を持ち、パートナーとして、まちづくりに取り組んでいることに「満足」と回答した市民の割合が約 2 割に留まっています。また、「どちらともいえない」と感じている市民は 6 割を超えています。



## (2) 弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

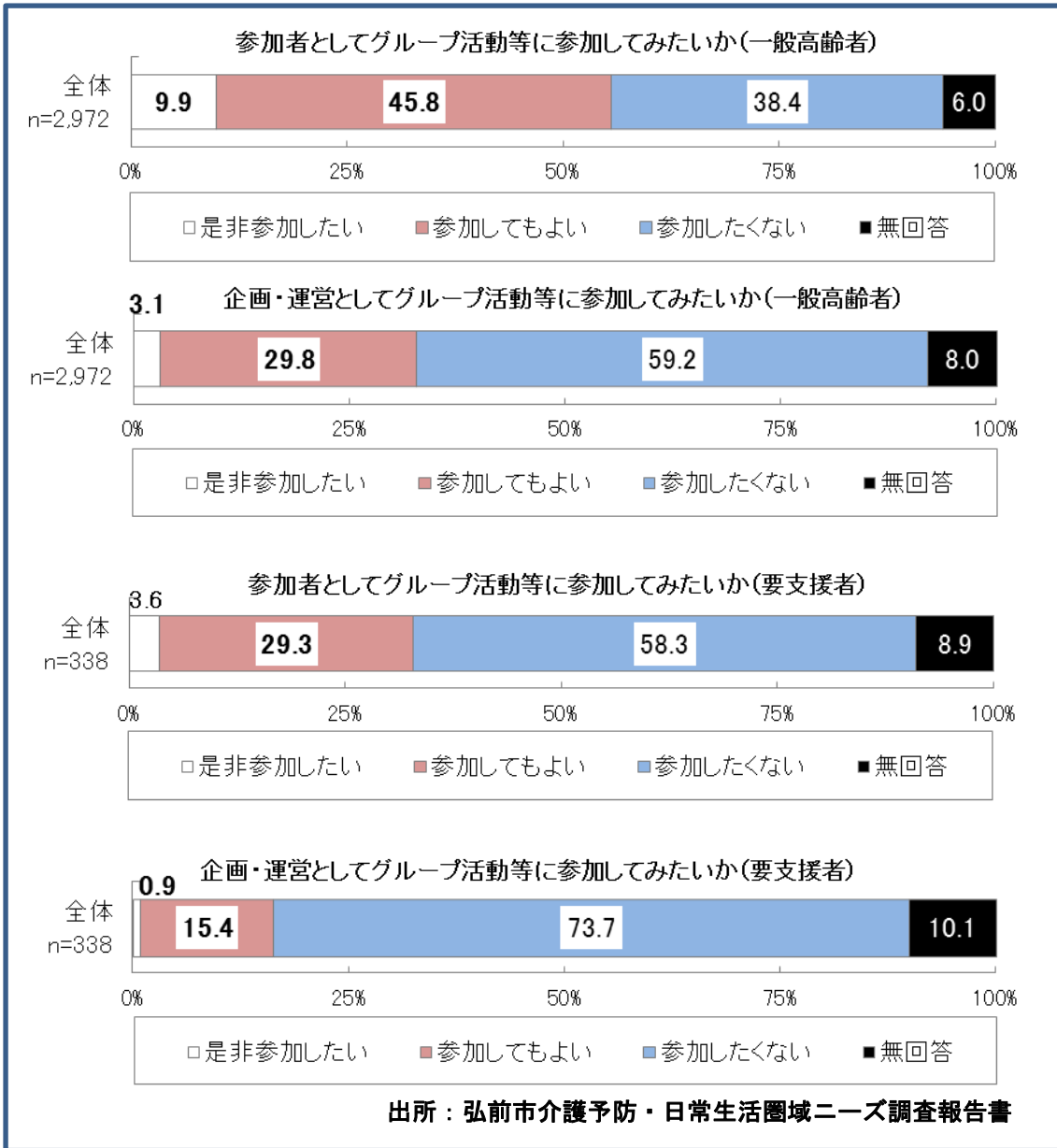
2016（平成 28）年度に高齢者を対象に実施した「弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（対象者 5,000 人、回答者数 3,310 人、回収率 66.2%）」では、高齢者等の状況について、以下のような回答が得られました。

グループ活動等に参加をしてみたいと思う割合は、一般高齢者が 55.7%、要支援者<sup>11</sup>は 32.9%で、要支援者に比べて一般高齢者の参加意向は高くなっています。

一方で、企画・運営として参加してみたいかをたずねたところ、参加してみたいと答えた方の割合は、一般高齢者が 32.9%、要支援者は 16.3%で、参加したくないと答えた方の割合は、一般高齢者が 59.2%、要支援者は 73.7%となっています。

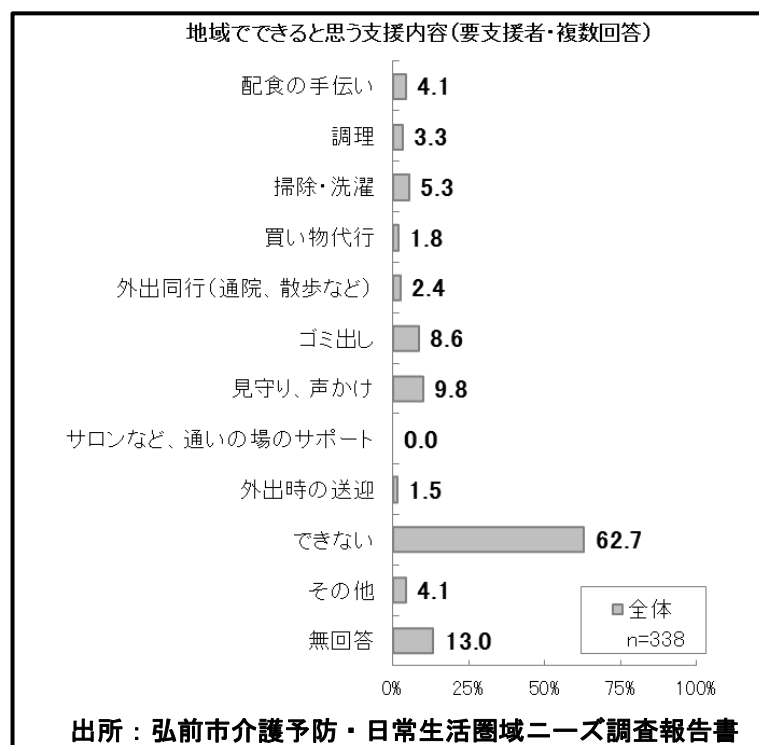
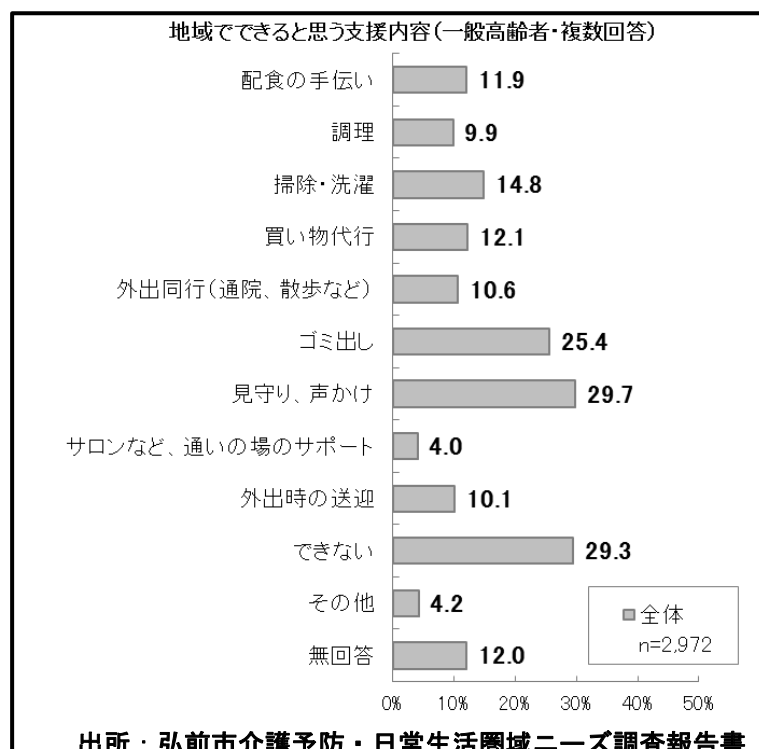
<sup>11</sup> 要支援者 アンケート調査の集計上、何らかの介護や支援が必要と回答した 65 歳以上の人と定義している。なお、一般高齢者は要支援者以外を指す。





自分が地域でできると感じている活動では、一般高齢者は「見守り、声かけ」のほか、「ゴミ出し」の割合が高くなっています。

また、要支援者においても割合は少ないものの、地域でできると思っている活動が多岐にわたっています。



### (3) 市政懇談会等

このほか、「市政懇談会」、平成 28 年度に実施した「My ひろさき創生市民会議」<sup>12</sup> や平成 29 年度に実施した、「弘前市の新しい総合計画策定のための意見交換会（以下「意見交換会）」」で出された“地域福祉”に関する主な意見は以下のとおりです。

- 手続きでいろいろな窓口に行くが、スムーズに手続きできないこともある。総合案内みたいなものがあったらいい。（意見交換会）
- 福祉以外の人を加えて福祉に関することを考えてほしい。（意見交換会）
- 人口減少の中、サービスを提供するための財源の確保は厳しくなるため、福祉で福祉を支えるというより、企業、商工などを交えたかたちで新しい仕組み・やり方を考えなければならないと思う。障がいをもっと知ってもらえる機会をもっと自然なかたちで、精神的にも参加しやすい環境を整えることが大事。（意見交換会）
- フィンランドでは「ネウボラ」という、妊娠期から一貫して母親をケアできるシステムがあり、全国的にも取組に向けた動きが出てきた。現在、当市では妊娠期又は産後のケアが行き届かないといった状況であり、一貫したケアという部分ではなされていない現状であると思う。（意見交換会）
- 医療・保健・福祉どの分野でもそうだが、今は地域での生活が基盤になっている。病院でも、2、3週間で退院させて地域で生活してくださいとなっている。福祉の分野でも、児童・高齢・障がい、どの分野でも地域での生活がベースになっている。そのために何が必要かという、地域でその人の生活を支えるための地域力が必要になってくる。実際、地域の力の中で、町内会組織は高齢化して地縁組織が弱くなってきているが、代替的な組織もできてきている。そういった地縁に頼らない組織が地域にどんどん出ていくことによって、地域力そのものを創り出していく。あるいは地域の人も巻き込んで、自発的な活動を巻き起こしていくことにもつながるかもしれない。（市民会議）
- 高齢者の独り暮らしがどんどん増えていくと思うので、近所同士のネットワーク構築が大事であり、自分の事として捉える意識が重要と考える。その意識や姿勢を学校や地域との関わりの中で子どもたちにも見せ、広い心を持つようにしていくべき。（意見交換会）
- 市民協働が近年叫ばれているが、人口減少、高齢化の影響もあり町会運営に

---

<sup>12</sup> My ひろさき創生市民会議 市が主催し、市民が主体となって、ふるさと弘前について、新たな価値、魅力、資源等やまちづくりの方向性等について話し合う場。

関し、金銭面と人的な部分で大変苦勞しているが、そのような中、行政からの人的要請（健康づくりサポーターなど）が増えていると感じている。その要請もいきなり、決まった後にその要請が来る。町会連合会などをその会議に含めて、可能かどうか、一緒に検討するような配慮が必要。（意見交換会）

- 本来は、個々人や地域内で解決すべきものまで行政が担っていることが多々あり、逆にないものねだりの人間を生み出しているのではないか。行政として、何でもかんでも要望を受けるのではなく、毅然とした対応も必要であり、自立していくことを行政が支援することが必要なのではないか。（意見交換会）
- 地域のコミュニティではねふたが重要。ねふたには、好きな人が集まってくる。自然に集まった人をどう繋ぎとめるか努力している。子ども会と一緒に連携して取り組んでいる。（意見交換会）

## 4 現状からみえる課題

### ○相談を包括的に受け止めるための体制の構築

子どもから高齢者までライフスタイルやライフステージに応じて健康でいきいきと生活をおくることができるように、市では、子育て分野、障がい分野、高齢分野など各分野において、福祉サービスの提供や相談に対応しています。

しかし、最近では、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や自立できない事情を抱える50代の子を80代の親が支えるという親子の課題「8050」などの複合的な課題もあります。これまでの体制に加え、既存の制度では支援を受けることのできない方をしっかりと地域で把握し、必要に応じた支援を行うための体制構築が求められています。

- ・生活困窮や引きこもりなど、多様化する地域課題に的確に対応する。
- ・「待ち」の姿勢ではなく、早期発見・早期支援の対応を行う。
- ・分野別・年齢別等の「縦割り」から「まるごと」へ転換が求められている。
- ・医療・介護・予防・住まい・生活支援の包括的な支援を行う。
- ・分かりやすい情報発信を検討のうえ実施する。

→制度の狭間への対応などの各分野横断的に対応可能な体制の構築

### ○すべての人が参加する相互扶助の実現

高齢者を対象とした「弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、高齢者自身が地域でできると思っている活動について質問したところ、割合としてはあまり多くはありませんでしたが、その活動内容は「見守り・声かけ」「ゴミ出し」「掃除・洗濯」など多岐にわたっています。

高齢者や障がい者は、支援される側として捉えられがちですが、能力・知識や経験を生かすことで、支援の受け手が別の場面では支援する側になります。包括的な支援の需要が見込まれる中においては、このような多様な主体の連携体制の構築が求められています。

- ・「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合う。
- ・家族や地域における相互扶助機能の低下、地域住民のつながりの希薄化への対応が求められている。
- ・地域住民が気軽に利用できる福祉活動の交流拠点づくりが必要である。

→自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進

## ○地域や福祉を担う人材の育成

「弘前市地域経営アンケート」の調査では、町会や公民館、PTA・NPO・ボランティア団体などの地域の活動や行事に参加している市民は約 3 割となっています。地域コミュニティの核となる町会の加入率は減少傾向にあります。一方で、市民参加型まちづくり 1%システム支援事業の事業支援数は増加傾向にあり、市民主体による地域課題の解決や地域活性化に向けた機運の高まりが見受けられます。

地域で自立した生活を送るためには、行政によるサービス提供に加え、地域での自主的・主体的な活動も必要です。人口減少や少子高齢化の進行により、介護や医療といった福祉サービスを必要とする方は増加することが見込まれます。質と量をともに維持・確保していくために、人材（担い手）の育成は喫緊の課題ともいえます。

- ・人口減少による地域の人材（担い手）不足の顕著化と地域基盤の脆弱化への対応が求められている。
- ・地域活動への関心の低下を改善するための対策をとる。
- ・地域活動と地域活動への参加を希望する地域住民とのミスマッチングを解消するための対策をとる。
- ・自主的な活動による地域コミュニティの活性化へ向けた働きかけを行う。

→地域コミュニティの活性化や新たな人材の発掘

## ○個人に寄り添った福祉サービスの提供

市の平均寿命は全国平均より短い状況にありますが、男女とも延びています。このような中であって、高齢期を健康でいきいきと生活を送るためには、健康寿命を延伸させていくことが重要です。

当市では、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）になる 2025 年には、人口の 5 人に 1 人が後期高齢者になると見込まれています。自立支援介護の推進に向けた取組をしていますが、介護予防と日常的な健康づくり活動を推進する必要があります。また、高齢化により認知症高齢者等の増加も見込まれます。

認知症の方や障がいがある方が地域で安心して暮らすことができるように、適切な財産管理や福祉サービス等の契約など、成年後見制度の活用を含めた権利擁護体制の充実を図る必要があります。

- ・健康で生きがいのある生活を送れるサービスの提供を行う。
- ・高齢化に伴い高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加している。
- ・住み慣れた地域で暮らすために必要とされるサービスの提供を行う。
- ・高齢者・障がい者・児童の横断的な福祉施設の活用を促進する。

→支援を必要とする人の権利が尊重され、適切なサービスを受けられる体制の整備

## 第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 施策と評価指標

ともに支え合い  
誰もがいきいきと暮らせる  
地域共生社会の実現

地域の一人ひとりが  
住み慣れた地域<sup>13</sup>で  
互いを認め、支え合いながら  
ともに生きるまちを目指します。

---

<sup>13</sup> 概ね中学校区程度のエリアを指す。



## 2 基本目標

地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進していくために、以下の目標を掲げます。

### 基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

地域において、世帯まるごとの課題解消や社会的孤立の予防のため、福祉以外の分野との協働も含めた包括的な相談体制の構築や社会参加を促進するための社会基盤の整備に努めます。

### 基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

地域において、誰もが役割を持ちお互いに支え合っていくことができる地域共生社会の創造と、地域での福祉活動を行うための環境の整備を進めていきます。

### 基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

地域において、福祉活動を推進できる人材の育成や住民一人ひとりの意識の向上を推進するとともに、地域コミュニティの活性化や新たな社会資源の掘り起こしを行います。

### 基本目標4 包括的なサービスの提供

高齢者や障がい者、子どもや子育てをする人、生活困窮者など全ての個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

### 3 施策の体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下の施策体系で取り組みます。

#### ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現

##### 基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

- ☆1) 相談体制の充実と関係機関の連携強化
- ☆2) 保健・医療・福祉の一体的連携
- 3) 情報提供体制の充実

##### 基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

- ☆1) 地域課題の解決力の強化
- 2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実
- 3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備

##### 基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

- ☆1) 福祉意識の醸成
- ☆2) 多様な担い手の育成
- 3) 地域行事等を通じた市民交流の促進

##### 基本目標4 包括的なサービスの提供

- 1) 健康寿命の延伸
- 2) 自立支援と権利擁護の推進
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上
- 4) 社会活動への参画支援

☆：特に重点的に取り組む事項

#### 4 施策と評価指標 「☆」は特に重点的に取り組む事項です。

##### 基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

###### ☆1) 相談体制の充実と関係機関の連携強化

既存の相談支援機関では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、福祉分野以外との連携も強化し、相談支援体制の充実を図ります。

###### ☆2) 保健・医療・福祉の一体的連携

赤ちゃんから高齢者、障がいがある方など全ての人が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、包括的な支援体制の構築を目指します。

###### 3) 情報提供体制の充実

市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、各種制度のPRや福祉に関する情報やサービスの提供について、広報、ホームページ、SNS等の充実や、福祉関係団体等からの情報発信を行います。

##### ◎評価指標

評価指標	基準値 (2018年度)	目標値 (2022年度)
支援により生活保護を受給しなかった割合	98.1%	100%
広報活動により情報を入手し行動に移した (役に立ったと思った) 割合	64.3%	68.3%

##### 基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

###### ☆1) 地域課題の解決力の強化

地域での生活課題を住民等自らが把握し解決を試みることができるよう、様々な分野の住民が相互に交流できる機会の提供や、地域での福祉活動を活性化させていくための研修会等を開催し、地域の住民全てが参加・協働する地域を創ります。

## 2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実

地域住民による見守り等の福祉活動への積極的な参画を促進するとともに、居場所づくりや民生委員等への活動支援を行い、住民同士が支え合う地域活動の活性化を図ります。

## 3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備

避難行動要支援者の把握や福祉避難所など地域における防災体制や、防犯・交通安全対策の充実を図ります。

### ◎評価指標

評価指標	基準値 (取得年度)	目標値 (2022年度)
市民参加型まちづくり 1%システム支援事業 における新規事業の採択数 (4年間の平均値)	27件 (2018年度)	30件
「高齢者ふれあい居場所」の開設数	5箇所 (2017年度)	50箇所

## 基本目標 3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

### ☆1) 福祉意識の醸成

地域における福祉活動を推進するため、地域に出向いての福祉に関する講座の実施や、高齢者疑似体験を実施することにより、福祉を必要とする人への理解と思いやりの心を育てます。

### ☆2) 福祉の担い手づくり

人材の育成や担い手の確保のため、成年後見の申立件数の増加に対応できる体制の構築や市民への福祉に関する総合相談、ボランティアの養成などの福祉活動への参加促進、男女共同参画の推進のほか、高齢者の就労機会創出に伴う関係団体への助成や支援を行います。

地域で活動する団体の情報の集約化に努め、福祉活動を展開する団体はもとより、福祉分野以外の活動をしている団体と連携できる仕組みを研究し、地域を担う人材の発掘を行います。

### 3) 地域行事等を通じた市民交流の促進

世代を超えた交流を進め、高齢者の認知症の予防や高齢者等の外出機会の創出による引きこもりの予防と生きがいつくりに取り組み、地域コミュニティの活性化を促進します。

#### ◎評価指標

評価指標	基準値 (取得年度)	目標値 (2022年度)
市民後見人養成研修の受講者数（累計）	53人 (2014年度)	73人
町会や公民館、学校やPTA・NPO・ボランティア団体・企業などの地域の活動や行事に参加している市民の割合	30.6% (2018年度)	35.0%

## 基本目標4 包括的なサービスの提供

### 1) 健康寿命の延伸

各種健（検）診や保健指導を行い、疾病予防及び早期発見・早期治療を促すとともに、健康で暮らせる生活習慣の定着に向けた取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

### 2) 自立支援と権利擁護の推進

住み慣れた地域で暮らせるよう、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられる体制の整備や、虐待等の防止に係る取組を推進します。

### 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上

地域住民一人ひとりが求める福祉ニーズに適切に対応するとともに、福祉サービスの質の向上を図り、複合的な課題にも対応した利用しやすいサービスの提供体制を構築します。

### 4) 社会活動への参画支援

高齢者や障がい者など、市民の誰もが積極的に社会活動に参画することができるよう、生活する上での移動に制約を受けないで安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

◎評価指標

評価指標	基準値 (2018年度)	目標値 (2022年度)
自らを健康だと思ふ市民の割合	81.9%	85.1%
障がい者が安心して生活できるまちであると思ふ市民の割合	25.5%	30.0%

## 第4章 弘前市成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画の策定にあたって
- 2 成年後見制度利用に関する現状
- 3 成年後見制度利用促進にあたっての課題整理
- 4 計画の策定によりめざす姿

## 1 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

団塊の世代が全て 75 歳となる 2025 年には 75 歳以上が全人口の 18% となると見込まれ、少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などに伴い、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応も求められています。認知症高齢者や障がいのある人が地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して、誰もがその人らしく暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が高まっています。

このような中、国においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向け、成年後見制度の利用促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成 28 年 5 月に施行され、促進法に基づき成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国計画」という。）が平成 29 年 3 月に閣議決定されました。促進法第 14 条には市町村の講ずる措置が規定され、また国計画には市町村の役割が明記されています。

これらの動向を踏まえ当市では、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施することにより、支援を必要とする人がその人にあった制度が利用できるようにしていこうとするものです。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、促進法第 14 条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

### (3) 計画期間

国計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までの概ね 5 年間で念頭に定められています。当市では、弘前市地域福祉計画と合わせ、令和 4 年度までとします。

### (4) 計画の進行管理及び評価

本計画は弘前市地域福祉計画の一部として策定するものです。そのため、取組状況の点検及び評価については、弘前市地域福祉計画の進行管理と一体的に行います。



## (5) 周辺自治体との協力

弘前圏域8市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）では、国計画に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和2年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでいます。各々の市町村が策定する成年後見制度利用促進基本計画においても、めざす姿を共有し、協力を図っていきます。

## 2 成年後見制度利用に関する現状

### (1) 首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市町村長が申し立てることができます。

当市では、各年度10件台で推移しており、その多くは後見類型となっています。

《弘前圏域全体》

(単位：件)

首長申立	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合計	13	23	14	13	17
後見	11	20	12	11	15
保佐	2	3	2	2	2
補助	0	0	0	0	0

出所：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》

(単位：件)

市長申立	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合計	10	16	11	6	10
後見	9	13	9	5	8
保佐	1	3	2	1	2
補助	0	0	0	0	0

出所：弘前市福祉総務課

## (2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

当市における助成件数は増加傾向にあります。

《弘前圏域全体》

(単位：件)

成年後見制度 利用支援事業	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合 計	25	38	42	45	54
費用助成	2	6	3	5	5
報酬助成	23	32	39	40	49

出所：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》

(単位：件)

成年後見制度 利用支援事業	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合 計	15	19	29	26	33
費用助成	0	1	1	0	0
報酬助成	15	18	28	26	33

出所：弘前市福祉総務課

## (3) 弘前圏域権利擁護支援事業

令和2年4月に「弘前圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、共同で運営しています。

当センターは、地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

- ①権利擁護に関する相談支援
- ②成年後見制度に関する広報及び啓発
- ③成年後見制度利用促進
- ④後見人等の活動支援
- ⑤その他成年後見制度利用促進に関すること

また、「弘前圏域権利擁護支援連絡会」を設置し、広域的な観点から重層的な成年後見制度利用の支援体制を構築していきます。

### 3 成年後見制度利用促進にあたっての課題整理

人口減少、少子高齢化の進展は全国的な傾向ではありますが、本市においては国の状況よりも早いペースで急速に進行しています。人口構造の大きな変化は、社会情勢の変化も相まって、あらゆる分野での担い手不足を深刻なものとしています。

高齢者人口の割合が高まる中で、認知症の有病者数が増加することも見込まれ、2025年には認知症の有病者数は約700万人となるという将来推計も公表されています。虐待や消費者被害等の権利侵害、支援拒否や孤立死など、判断能力が不十分であるために、自らの権利や生活を守ることが難しい人もいます。このような状況からも成年後見制度の需要は今後ますます高まっていくと考えられます。

しかしながら、現在の我が国の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較しても少ない状況であり、支援を必要とする人に制度が普及していない、あるいは十分に利用されていない可能性があります。

さらに、後見等の開始後に本人やその親族、後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは難しいものとなっています。

また、本人の財産管理を行う成年後見制度は、一方では本人の権利を制限するという面があるともいえ、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、制度利用者本人がメリットを実感できるようにするためには、本人の自己決定権の尊重、意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を重視した制度運営が非常に重要となってきます。

このほか、当圏域においては、成年後見制度利用促進に取り組むに至った背景として、以下の喫緊の課題が挙げられます。

- 成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足傾向にあることから、当圏域全体で相談体制を再構築するとともに市民後見人の担い手の育成・確保に取り組む必要があります。
- 成年後見制度利用者増加への対応及び市民後見人の安定した活動をバックアップするためにも、活動を支援する機能がますます重要になっています。
- 圏域で取り組むことにより生まれるスケールメリットを活かし、限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するなど、安定的で持続可能な制度運営が求められています。

## 4 計画の策定によりめざす姿

### 基本目標 1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

地域住民が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えます。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の再構築に取り組みます。

#### (1) 成年後見制度の周知及び啓発

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

#### (2) ニーズの把握と早期発見

社会生活で大きな支障が生じないと制度利用に至らないという状況があることから、医療や介護職、金融機関などの関係機関との連携体制の構築や地域の見守りにより、地域で制度利用を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。

#### (3) 成年後見制度の利用ありきでない、他の福祉サービス等の一体的提供

権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業」や他の福祉サービスをはじめとした公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を行います。

#### (4) 本人の意思決定支援

成年後見人等が制度利用者に対し、密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

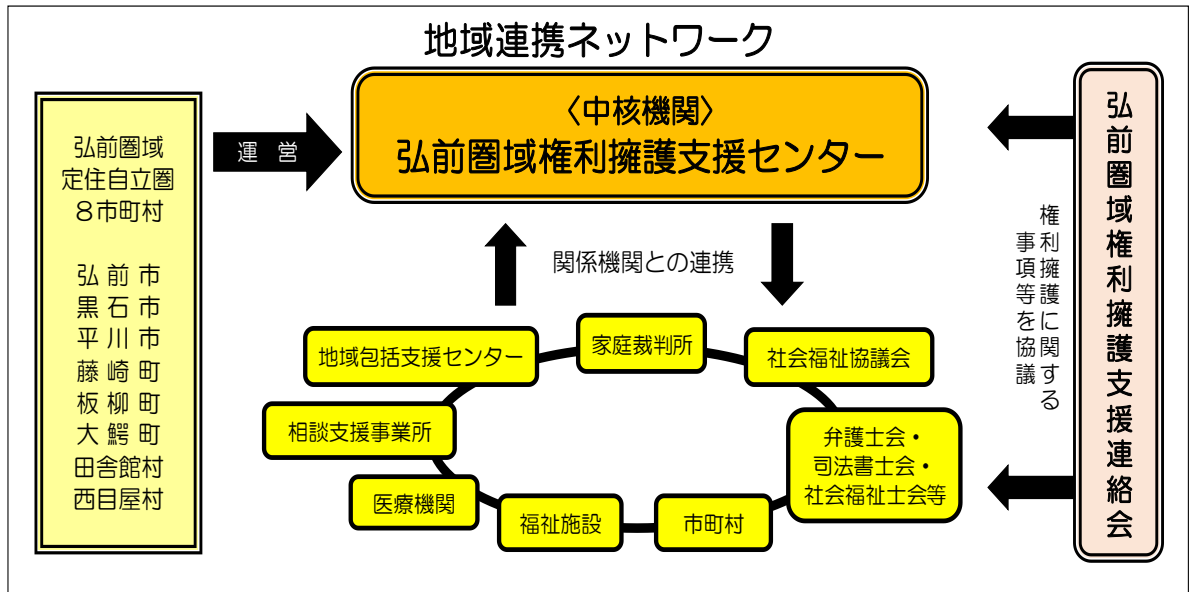
#### (5) 利用支援事業のあり方

費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても、成年後見利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。

また、持続可能な支援体制を築くことができるよう、本人の資力の判断基準など適切な利用支援事業のあり方を検討します。

## 基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築をめざし、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。



### (1) 中核機関の設置

地域連携ネットワークの中核となり、地域の権利擁護の機能（i 広報、ii 相談、iii 制度利用促進（受任者マッチング）、iv 後見人支援）を果たすよう主導する役割を担う中核機関として「弘前圏域権利擁護支援センター」を設置、運営します。

また、地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行います。

### (2) 地域連携ネットワークの構築（「チーム」による見守り、支援）

#### ① 本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける、チームで日常的に支援を必要とする人の意思や状況を継続的に把握します。

## ②弘前圏域権利擁護支援連絡会の設置

制度の利用促進を総合的に推進するため、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、当圏域事業所代表者、法人後見を実施する社会福祉協議会職員等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会を設置し、関係団体との連携を強化し、各専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

## (3) 市民後見人の育成と担い手の確保

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、市民後見人養成研修修了者が市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動や法人後見を実施する団体の協力員としての活動をできるようにするなど、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

## 基本目標3 制度理解と不正防止の徹底

成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識不足から生じるケースが多くなっていることから、広く制度理解を促し、普及していくことで不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

### (1) 成年後見制度の周知及び啓発（再掲）

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

### (2) 不正防止のための関係機関との連携

成年後見人等とのチームによる被後見人等のサポートや弘前圏域権利擁護支援連絡会で不正を未然に防ぐための体制整備を検討します。

## 第5章 計画推進のための方策

- 1 計画推進のための体制
- 2 計画の周知と進捗状況の公表
- 3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

## 1 計画推進のための体制

地域福祉計画に掲げる施策の推進にあたっては、地域住民の目線に立って、より効果的、効率的な事業手法を検討する必要があります。

そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。

また、福祉サービス事業者との連携はもちろんのこと、福祉分野以外との連携も深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりにつなげていくことも重要です。

このように、「自助・互助・共助・公助」の取組が相互に補完し合うことで、地域福祉の更なる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

## 2 計画の周知と進捗状況の公表

地域福祉の推進には、地域住民や事業者と行政との協働による取り組みが欠かせないものとなっています。本計画は、多くの地域住民に知っていただく必要があるため、市のホームページや広報誌への掲載など、あらゆる機会を通じて計画の周知に努めます。

また、地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、庁内関係部局と連携を図り、執行状況や推進上の問題点を的確に把握するとともに、弘前市社会福祉問題対策協議会の意見を踏まえながら計画の進行管理や評価を行って、公表していきます。

## 3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

- 地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んで行くことが必要です。
- 地域福祉計画は行政の施策を中心に構成されていますが、地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置づけします。



### ◇地域住民の役割

一人ひとりが、地域社会を支える構成員であり、地域福祉を支える一員として、地域と関わり続けることが必要です。

- 地域住民同士の日常的な交流
- 町会や地域で活動する団体などの関心を持ち、活動への理解を深める
- 地域活動、ボランティアなどへの参加
- 見守り、声掛けなどの福祉活動への参加
- 地域を担う人材の発掘
- サービスの受け手に止まらず、担い手として提供する側として積極的に地域に関わっていく意識の醸成
- ひとりで解決できない問題や悩み、不安などの、身近にいる方や相談機関への相談

### ◇事業者の役割

地域福祉のニーズに対応するために、事業者の主体的な取組や行政との協働などを通して、地域活動に関わる必要があります。

- 従業員が地域の構成員としてボランティア等に参加しやすい環境づくり
- 見守り、声掛けなどの福祉活動への協力
- 障がい者、高齢者等の地域住民が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進

### ◇行政の役割

地域福祉のニーズをしっかりと把握し、社会福祉協議会をはじめ地域の事業者やNPO法人などの各種団体と連携・協力を図りながら、地域福祉を推進するための仕組みを確立することが必要です。また、行政内部においても、健康・福祉分野のみならず、あらゆる分野との部局横断的な連携強化を図ることが必要です。

- 地域活動を展開する団体の掘りおこし
- 地域活動団体と行政との連携、団体間のネットワークづくり  
(地域住民が活動への興味を持ち、参加へつなげるきっかけづくり)
- 地域福祉や権利擁護などについて理解を深めるための機会の提供
- 地域ニーズを把握した質の高い福祉サービスの提供
- 地域住民の様々な課題に対応した横断的な相談体制の整備
- 関係機関、専門機関との平素からの連携体制
- 積極的な情報発信

弘前市地域福祉計画

2019（平成 31）年 3 月作成

（2021（令和 3）年 3 月改訂）

発行：弘前市 福祉部 福祉総務課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 - 1

T E L : 0172-40-7037

F A X : 0172-32-1166

E-mail : fukushisoumu@city.hirosaki.lg.jp

U R L : <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>